

奈良市公報

第85号

令和4年12月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
11	1	50	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
11	1	51	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
11	2	52	奈良市公報号外第27号に掲載	障がい福祉課
11	2	53	奈良市公報号外第27号に掲載	医療政策課
11	15	54	奈良市公報号外第27号に掲載	人事課
11	15	55	奈良市公報号外第27号に掲載	会計課

告 示

月	日	番号	件名	主管
11	1	561	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
11	1	562	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
11	1	563	令和4年奈良市告示第497号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
11	2	564	差押調書の公示送達	滞納整理課
11	4	565	住民票の職権消除	市民課
11	4	566	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
11	4	567	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
11	7	568	指定管理者の公募	都祁行政センター地域振興課
11	7	569	指定管理者の公募	都祁行政センター地域振興課
11	7	570	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
11	7	571	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
11	7	572	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課

11	7	573	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
11	7	574	令和4年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
11	8	575	奈良市公報号外第27号に掲載	保育所・幼稚園課
11	8	576	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
11	8	577	生活保護法の規定による指定医療機関の指定	保護課
11	8	578	住居番号の設定	市民課
11	9	579	令和4年度固定資産税・都市計画税等督促状の公示送達	納税課
11	9	580	道路の位置指定	建築指導課
11	9	581	放置自転車等の保管	環境政策課
11	9	582	令和4年度被表彰者の氏名等	秘書広報課
11	9	583	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
11	9	584	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
11	11	585	指定管理者の公募	長寿福祉課
11	11	586	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
11	11	587	奈良市公報号外第27号に掲載	地域教育課
11	14	588	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11	15	589	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
11	1	49	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
11	1	50	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新	共同事務推進課
11	2	51	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
11	2	52	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
11	9	53	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
11	7	13	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 561 号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和 4 年 11 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 4 年 11 月 1 日 (火) から令和 4 年 11 月 15 日 (火) までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 4 年 11 月 1 日 (火) から令和 4 年 11 月 15 日 (火) まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (カ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ア)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

カ 市営住宅 シルバーハウジング (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 60歳以上の者の単身世帯、60歳以上の者のみの世帯又は60歳以上の者とその配偶者のみの世帯であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

キ 市営住宅 高齢者向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 60歳以上の者であり、現に同居し、又は同居しようとする親族（次のaからdのいずれかに該当する者に限る。）があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 配偶者

b 18歳未満の者

c 重度若しくは中度の身体障害者又は知的障害等の精神的障害を有する者

d 60歳以上の者

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

- (3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。
- ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。
- イ 落選した者への通知は行わない。
- (4) 入居予定者に選考された者の提出書類
- ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）
家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。
- ※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。
- イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）
入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。
- (7) 生活保護受給者以外の者
- a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）
入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。
- ※ ただし、基準日（令和4年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。
基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。
- b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）
最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。
- c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）
令和3年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。
- d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）
最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。
- (i) 生活保護受給者
生活保護受給証明書（市町村発行）
- ウ 個人番号提供書（該当者のみ）
入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。
- エ 賃貸借契約書の写し
現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。
- オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図
現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。
- カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）
配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）
- キ 同居承諾書（該当者のみ）
現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）
- ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）
身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。
- ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）
婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。
- コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和4年11月1日揭示済)

奈良市告示第562号

令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙2の表中

甲斐 康之	甲斐内科消化器内科 クリニック	三条本町1-2 JR奈良 駅NKビル3F	81-3565
-------	--------------------	-------------------------	---------

を

甲斐 康之	甲斐内科消化器内科 クリニック	三条本町1-2 JR奈良 駅NKビル3F	81-3565
木谷 光太郎	学園前きたにクリ ニック	学園北一丁目14-13	53-7117

に改める。

(令和4年11月1日揭示済)

奈良市告示第563号

令和4年奈良市告示第497号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙表中

甲斐内科消化器内科 クリニック	甲斐 康之	三条本町1-2 JR奈良駅NK ビル3F	81-3565	を
甲斐内科消化器内科 クリニック	甲斐 康之	三条本町1-2 JR奈良駅NK ビル3F	81-3565	
学園前きたにクリニ ック	木谷 光太郎	学園北一丁目14-13	53-7117	に改める。

(令和4年11月1日揭示済)

奈良市告示第564号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年11月2日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和4年11月2日揭示済)

奈良市告示第565号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和4年11月4日

奈良市長 仲川 元庸

記

事件本人 省略

(令和4年11月4日揭示済)

奈良市告示第566号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和4年11月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定年月日 令和4年11月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190233	訪問介護	OHANA 合同会社	奈良県奈良市小倉町1231番地の2	Care-Support ohana	奈良県奈良市小倉町1231番地の2

(令和4年11月4日揭示済)

奈良市告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和4年11月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年11月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190241	居宅介護支援	一般社団法人もっくる	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8番28-101号	空	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8番28-101号

(令和4年11月4日揭示済)

奈良市告示第568号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市都祁白石町1133番地
奈良市都祁交流センター

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センターの事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市都祁交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市都祁交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市都祁白石町1026番地の1
奈良市市民部 都祁行政センター地域振興課

(2) 申請期間

令和4年11月7日から令和4年12月7日まで

(3) 提出書類

奈良市都祁交流センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良市都祁交流センター指定管理者事業計画書
- イ 奈良市都祁交流センター指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿

キ 団体及び令和3年度分(当該年度分が確定していない場合は前年度分)の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書(納税証明書又は非課税証明書等)

ク 団体が法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合、団体の代表者(※)が令和3年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書(納税証明書又は非課税証明書等)(※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役社長等に限ります。奈良支店長や近畿地区支配人等はこれに該当しませんのでご注意ください。)

ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

コ 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市都祁交流センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民部 都祁行政センター地域振興課

電話 0743-82-0201

(令和4年11月7日揭示済)

奈良市告示第569号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の申請等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市針ヶ別所町1025番地

奈良市都祁農畜産物処理加工施設

奈良市都祁農林水産物処理加工施設

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 処理加工施設の事業の実施に関する事。

① 農畜産物等の加工に関する事。

② その他処理加工施設の設置目的を達成するために必要な事業。

(2) 処理加工施設の施設の利用届の受理(使用の承認)及び利用(使用)制限に関する事。

(3) 処理加工施設の施設及び附属設備の維持に関する事。

(4) その他市長が定める事。

3 指定予定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市都祁白石町1026番地の1

奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課

(2) 申請期間

令和4年11月7日から令和4年12月7日まで

(3) 提出書類

奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設指定管理者事業計画書

イ 奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)[登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付さ

れたもの]

- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
(但し、今年度に結成された団体については不要)
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿
- キ 団体が令和3年度分(当該年度分が確定していない場合は前年度分)の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書(納税証明書又は非課税証明書等)
- ク 団体が法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合、団体の代表者(※)が令和3年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書(納税証明書又は非課税証明書等)(※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役社長等に限り。奈良支店長や近畿地区支配人等はこれに該当しませんのでご注意ください。)
- ケ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- コ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民部都祁行政センター地域振興課
電話 0743-82-0201

(令和4年11月7日揭示済)

奈良市告示第570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102702	株式会社シニアトータルサポート	631-0806	奈良県奈良市朱雀三丁目4番地15サニーハウス1号	やぐら訪問介護	631-0806	奈良県奈良市朱雀三丁目4番地15サニーハウス1号	行動援護	令和10年10月31日
2910103833	合同会社ユニーズ	636-0941	奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘六丁目1番17号	ほっとステーション	631-0054	奈良県奈良市石木町41番1号	就労継続支援B型	令和10年10月31日
2910103841	株式会社松林堂	630-8253	奈良県奈良市内侍原町49番地	ワークアウト奈良	630-8253	奈良県奈良市内侍原町49番地弓場歯科ビル2階	生活介護	令和10年10月31日
2910103858	有限会社ライフ	550-0005	大阪府大阪市西区西本町一丁目7番7号	オリーブ・奈良三条町	630-8244	奈良県奈良市三条町583-1	就労継続支援B型	令和10年10月31日
	株式会社	630-	奈良県奈良市六	ワークスペ	630-	奈良県奈良市六	就労継	令和

2910103866	T.N コーポレーション	8045	条緑町二丁目8-18	ース 未来	8045	条緑町二丁目8-18	続支援 B型	10年10月31日
2910103874	株式会社ワンダーフレンズ	540-0026	大阪府大阪市中央区本町一丁目1番10号	ワンダーフレンズ奈良	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目266-1 三和大宮ビル1F	就労継続支援 B型	令和10年10月31日
2910103882	一般社団法人空	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町8番地	あおぞらハウス	630-8223	奈良県奈良市古市町1400-3	短期入所	令和10年10月31日
2920100613	株式会社 Y's Garden	635-0822	奈良県北葛城郡広陵町平尾709番地7	レゾナンス	630-8144	奈良県奈良市東九条町1447-1 エセール奈良102号室・103号室	共同生活援助	令和10年10月31日
2920100621	一般社団法人空	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町8番地	あおぞらハウス	630-8223	奈良県奈良市古市町1400-3	共同生活援助	令和10年10月31日
2920100639	株式会社しあわせ家	630-8136	奈良県奈良市恋の窪二丁目197番地の3	しあわせの里	630-8113	奈良県奈良市法蓮町40番地の7	共同生活援助	令和10年10月31日

(令和4年11月7日掲示済)

奈良市告示第571号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年11月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和4年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101589	社会福祉法人あゆみの会	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1381-1	サポートシステムあゆみ	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1388-2	生活介護	令和10年10月31日
2910102579	合同会社かぶとむし	631-0012	奈良県奈良市中山町43-2	かぶとむし	631-0012	奈良県奈良市中山町43-2	居宅介護、行動援護	令和10年10月31日
2910102587	合同会社knot	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目260-1-103	knot	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目260-1-103, 109	就労継続支援 A型	令和10年10月31日

(令和4年11月7日揭示済)

奈良市告示第572号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定(更新)したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和4年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950171096	合同会社 かぶとむし	631-0012	奈良県奈良市 中山町43-2	かぶとむし	631-0012	奈良県奈良市中 山町43-2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和10年10月31日

(令和4年11月7日揭示済)

奈良市告示第573号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和4年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年10月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102355	合同会社 あゆみ	631-0845	奈良県奈良市 宝来一丁目6番8号	訪問介護あゆみ	631-0845	奈良市宝来一丁目6番8号	居宅介護 重度訪問介護
2910102579	合同会社 かぶとむし	631-0012	奈良県奈良市 中山町43-2	かぶとむし	631-0012	奈良県奈良市中 山町43-2	重度訪問介護

(令和4年11月7日揭示済)

奈良市告示第574号

令和4年11月4日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 令和4年度奈良市一般会計補正予算(第6号)

令和4年度奈良市一般会計
補正予算（第6号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ694,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,025,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		千円 35,971,269	千円 988,080	千円 36,959,349
	2. 国庫補助金	7,316,300	98,000	7,414,300
	4. 国庫交付金	6,962,301	890,080	7,852,381
22. 諸収入		2,966,004	△ 293,480	2,672,524
	4. 雑収入	2,118,215	△ 293,480	1,824,735
歳入合計		155,330,684	694,600	156,025,284

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 20,107,824	千円 98,000	千円 20,205,824
	4. 戸籍住民基本台帳費	853,263	98,000	951,263
4. 衛生費		15,506,416	590,000	16,096,416
	4. 上水道費	148,671	590,000	738,671
11. 教育費		12,615,846	6,600	12,622,446
	7. 保健体育費	2,622,677	6,600	2,629,277
歳出合計		155,330,684	694,600	156,025,284

(令和4年11月7日掲示済)

奈良市告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月8日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
メイプル薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町1142	令和4年9月30日
さかもと薬局 尼辻店	奈良県奈良市尼辻中町10-27	令和4年9月30日

(令和4年11月8日掲示済)

奈良市告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月8日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
学園前きたにクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目14-13	令和4年11月1日
医療法人葉原翠縁会 善院	奈良県奈良市西登美ヶ丘六丁目5番12号	令和4年11月1日
フロンティア薬局 尼辻店	奈良県奈良市尼辻中町10番27号	令和4年10月1日
スギ薬局 大安寺店	奈良県奈良市大安寺町519番地1	令和4年11月1日
きずな薬局	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目8番地46	令和4年11月1日
メイプル薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町1142番地	令和4年10月1日

(令和4年11月8日掲示済)

奈良市告示第578号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年11月8日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示	
大森西町23番18号	西登美ヶ丘二丁目8番11号
学園南三丁目15番31-6号	百楽園四丁目6番10号
四条大路五丁目2番5-1号	百楽園三丁目5番10号
四条大路五丁目2番5-2号	西登美ヶ丘一丁目11番13号
恋の窪二丁目17番20号	西登美ヶ丘四丁目21番8号
平松五丁目23番6号	二条大路南四丁目3番7-2号
六条一丁目24番3号	西大寺竜王町一丁目5番44号
西大寺北町四丁目3番16号	西大寺竜王町一丁目5番30号
西大寺国見町一丁目10番7号	西大寺竜王町一丁目5番20号
登美ヶ丘三丁目9番12号	あやめ池北三丁目7番13号
富雄元町二丁目6番24-室番号	五条一丁目13番8号
西大寺国見町三丁目5番10号	藤ノ木台三丁目12番3号
三松ヶ丘14番20号	学園南三丁目15番31-1号
学園朝日町11番9号	学園南三丁目15番31-5号
大安寺七丁目2番24-室番号	

若葉台四丁目7番16号	
西登美ヶ丘一丁目8番14号	
西千代ヶ丘三丁目22番29号	
若葉台一丁目8番7号	

(令和4年11月8日揭示済)

奈良市告示第579号

令和4年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分、令和4年度軽自動車税全期分、令和4年度市県民税特別徴収分、令和3年度法人市民税、令和3年度固定資産税・都市計画税第4期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年11月9日

奈良市長 仲川 元 庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
令和4年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和4年7月20日	令和4年6月30日
令和4年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和4年8月19日	令和4年8月1日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和4年3月28日	令和4年2月28日
令和4年度軽自動車税	全期分	令和4年6月20日	令和4年5月31日
令和4年度市県民税特別徴収	6月分	令和4年9月30日	令和4年7月11日
令和4年度市県民税特別徴収	7月分	令和4年9月30日	令和4年8月10日
令和4年度市県民税特別徴収	8月分	令和4年9月30日	令和4年9月12日
令和3年度法人市民税	確定申告	令和4年8月9日	令和4年3月14日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和4年11月20日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和4年11月9日揭示済)

奈良市告示第580号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和4年11月9日

奈良市長 仲川 元 庸

申請者住所	奈良市法華寺町1228番地
申請者氏名	株式会社ハウスプロジェクト 代表取締役 小田 孝洋
道路の位置	奈良市東九条町353番1及び354番1の各一部
道路の幅員	最大4.01m 最小4.01m
道路の延長	26.18m
指定年月日	令和4年11月9日
指定番号	第R0402号

(令和4年11月9日揭示済)

奈良市告示第581号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年11月9日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年11月7日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年11月9日揭示済）

奈良市告示第582号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき令和4年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

令和4年11月9日

奈良市長 仲川 元 庸

有功特別表彰の部（3名）

氏名	住所	事績
井上 昌弘	恋の窪三丁目	条例第3条第2項
北村 拓哉	青山三丁目	条例第3条第2項
中西 吉日出	杏町	条例第3条第2項

有功表彰の部（38名、内6名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
沖塚 勝美	朱雀一丁目	条例第3条第1項第4号
野原 純子	法蓮町	条例第3条第1項第4号
安村 美江	藤ノ木台一丁目	条例第3条第1項第4号
天野 明	西大寺竜王町一丁目	条例第3条第1項第5号
福本 圭志	西登美ヶ丘三丁目	条例第3条第1項第5号
吉田 彰男	南魚屋町	条例第3条第1項第5号
川井 肇	三条添川町	条例第3条第1項第6号
畑野 秀夫	登大路町	条例第3条第1項第6号
井之上 文男	大安寺七丁目	条例第3条第1項第6号
山岡 義一	船橋町	条例第3条第1項第6号
南浦 實	古市町	条例第3条第1項第6号
川合 光夫	中ノ川町	条例第3条第1項第6号
國分 清和	南紀寺町五丁目	条例第3条第1項第6号
清水 豊信	疋田町五丁目	条例第3条第1項第6号
石橋 睦仁	神功三丁目	条例第3条第1項第6号

氏名	住所	事績
松村 清子	水門町	条例第3条第1項第6号
矢追 義法	藤ノ木台二丁目	条例第3条第1項第6号
秋吉 美由紀	法華寺町	条例第3条第1項第6号
伊藤 誉晃	五条町	条例第3条第1項第6号
門野 昭博	右京五丁目	条例第3条第1項第6号
齋藤 裕司	奈良県生駒市	条例第3条第1項第6号
西脇 英樹	藤ノ木台三丁目	条例第3条第1項第6号
森田 隆一	学園中三丁目	条例第3条第1項第6号
楠原 忠夫	三条大路一丁目	条例第3条第1項第6号
藤田 美恵	西包永町	条例第3条第1項第6号
奥田 眞紀子	西登美ヶ丘二丁目	条例第3条第1項第6号
片山 美恵子	奈良県大和郡山市	条例第3条第1項第6号
窪田 喜彦	阪原町	条例第3条第1項第6号
上田 栄一	中畑町	条例第3条第1項第6号
新宅 国敏	上深川町	条例第3条第1項第6号
米田 和功	大安寺七丁目	条例第3条第1項第6号
坊 真一郎	大慈仙町	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部（93名、内17名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
森田 吉則	宝来二丁目	条例第4条第1号
山本 秀樹	京都府木津川市	条例第4条第1号
岩井 宏之	奈良県生駒市	条例第4条第1号
三浦 孝造	柳生町	条例第4条第1号
熊澤 正博	京都府京田辺市	条例第4条第1号
清水 妙子	北葛城郡王寺町	条例第4条第1号

氏名	住所	事績
中村 光良	東登美ヶ丘五丁目	条例第4条第1号
松森 重博	佐保台二丁目	条例第4条第1号
高橋 直嗣	下御門町	条例第4条第1号
水川 丈彦	六条一丁目	条例第4条第1号
有岡 重信	紀寺町	条例第4条第3号
神殿 義一	法蓮町	条例第4条第3号
一箭 雅宣	寺町	条例第4条第3号
丸山 英樹	三条宮前町	条例第4条第3号
広本 典平	芝辻町三丁目	条例第4条第3号
前田 秀樹	古市町	条例第4条第3号
仲西 益男	尼辻北町	条例第4条第3号
山口 信子	奈良阪町	条例第4条第3号
松山 治幸	奈良県生駒市	条例第4条第4号
佐々木 育子	奈良県橿原市	条例第4条第4号
戸城 杏奈	登大路町	条例第4条第4号
松本 弘三	山陵町	条例第4条第4号
北谷 敏雄	五条二丁目	条例第4条第4号
長澤 健三	帝塚山六丁目	条例第4条第4号
森村 義光	山陵町	条例第4条第4号
小山 陽子	富雄北二丁目	条例第4条第4号
渡邊 幸	富雄北三丁目	条例第4条第4号
西岡 光男	神功一丁目	条例第4条第4号
谷掛 駿介	神殿町	条例第4条第4号
八木 多規子	三条大路一丁目	条例第4条第4号
際本 宏	学園南一丁目	条例第4条第4号
神野 進	鳥見町三丁目	条例第4条第4号

氏名	住所	事績
永田 厚	芝辻町四丁目	条例第4条第4号
安田 慎治	京都府木津川市	条例第4条第4号
山田 眞一	鳥見町一丁目	条例第4条第4号
西井 正樹	生駒郡斑鳩町	条例第4条第4号
安達 直美	奈良県生駒市	条例第4条第4号
磯田 百合	奈良県橿原市	条例第4条第4号
西田 典子	奈良県大和郡山市	条例第4条第4号
松田 壮広	松陽台三丁目	条例第4条第4号
河本 恭司	二名東町	条例第4条第4号
安場 裕	奈良県大和郡山市	条例第4条第4号
大窪 健之	京都市上京区	条例第4条第4号
井原 緑	船橋町	条例第4条第4号
平尾 和洋	京都市左京区	条例第4条第4号
山口 敬太	神戸市東灘区	条例第4条第4号
山本 素世	法華寺町	条例第4条第4号
大谷 喜徳	月ヶ瀬桃香野	条例第4条第5号
山本 浩市	横井二丁目	条例第4条第5号
森本 高介	下狭川町	条例第4条第5号
小西 誠	月ヶ瀬長引	条例第4条第5号
中井 利治	矢田原町	条例第4条第5号
柏原 秀紀	西ノ京町	条例第4条第5号
中村 典弘	須川町	条例第4条第5号
河原 一喜	出屋敷町	条例第4条第5号
吉田 典男	中畑町	条例第4条第5号
谷奥 昌彦	三条松町	条例第4条第5号
奥田 晃三	白毫寺町	条例第4条第5号

氏名	住所	事績
飯塚 晃弘	富雄北三丁目	条例第4条第6号
末田 政一	都祁白石町	条例第4条第6号
山瀬 浩一	学園中五丁目	条例第4条第6号
堀田 金吾	敷島町二丁目	条例第4条第6号
藺田 典明	帝塚山南五丁目	条例第4条第6号
西田 晴彦	神功四丁目	条例第4条第6号
今岡 みどり	柳生町	条例第4条第6号
岡田 豊一	登美ヶ丘一丁目	条例第4条第6号
平松 直樹	登美ヶ丘三丁目	条例第4条第6号
内山 寛子	三条松町	条例第4条第6号
吉松 芳	菅原町	条例第4条第6号
中川 良夫	古市町	条例第4条第6号
畠山 寿美子	敷島町一丁目	条例第4条第6号
辰巳 善幸	福智院町	条例第4条第6号
森田 敏裕	佐紀町	条例第4条第6号
秋岡 勝哉	六条西一丁目	条例第4条第6号

善行表彰の部（3名15団体、内1団体氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
岩本 潤三	右京四丁目	条例第5条第1号
株式会社 JECC		条例第5条第1号
今中 俊介	西登美ヶ丘七丁目	条例第5条第1号
高瀬 多恵子	南京終町四丁目	条例第5条第1号
雑司東町自治会		条例第5条第6号
山陵町自治会		条例第5条第6号
今在家町自治会		条例第5条第6号

氏名	住所	事績
五条畑第二万年青年クラブ		条例第5条第6号
神殿町自治会		条例第5条第6号
神殿町第二自治会		条例第5条第6号
サンハイツアカシア公園ボランティア		条例第5条第6号
朝日町2丁目公園ボランティア		条例第5条第6号
奈良市要約筆記サークルOHPならし		条例第5条第6号
サポート21・なら		条例第5条第6号
子育て支援 アンティーズ		条例第5条第6号
鶴舞地区女性防災クラブ		条例第5条第6号
大柳生地区女性防災クラブ		条例第5条第6号

(令和4年11月9日揭示済)

奈良市告示第583号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月9日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	蔭山 哲也 奈良市南永井町甲344番地の20	久保田 靖 奈良市南永井町344番地の14

2 変更の年月日

令和4年4月17日

(令和4年11月9日揭示済)

奈良市告示第584号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月9日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市月ヶ瀬長引452番地	奈良市月ヶ瀬長引452番地の1
区域	奈良市月ヶ瀬長引1番地から1672番地までの全域	奈良市月ヶ瀬長引1番地から1673番地までの全域

2 変更の年月日

令和4年10月15日

(令和4年11月9日揭示済)

奈良市告示第585号

奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年11月11日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山1124番地 奈良市月ヶ瀬福祉センター
奈良市蘭生町1922番地の8 奈良市都祁福祉センター

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) センターの事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市福祉部長寿福祉課

(2) 申請期間

令和4年11月11日から令和4年12月9日まで

(3) 提出書類

奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて正本1部及び副本6部提出してください。副本は正本の複写で可とします。

- ① 奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者事業計画書
- ② 奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者収支予算書
- ③ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付されたもの〕
- ④ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（但し、今年度に結成された団体については不要）
- ⑤ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ⑥ 団体の役員名簿
- ⑦ 団体が令和4年度分（当該年度分が確定していない場合は前年度分）の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ⑧ 団体が法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合、団体の代表者（※）が令和4年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
（※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役社長等に限ります。奈良支店長や近畿地区支配人等はこれに該当しませんのでご注意ください。）
- ⑨ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 その他

その他の詳細は、奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市福祉部長寿福祉課

電話 0742-34-5439

(令和4年11月11日揭示済)

奈良市告示第586号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月11日

奈良市長 仲川 元 庸

1 名称

矢田原町自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (3) 地域の防火、防災、防犯に関する事。
- (4) 道路等の補修、清掃等の区域内の環境整備に関する事。
- (5) 集会施設等の維持管理に関する事。
- (6) その他目的を達成するために必要な事。

3 区域

本会の区域は、奈良市矢田原町の区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、奈良市矢田原町 1085 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 大東 巖
奈良市矢田原町 1273 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 本会は、法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号までの規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和4年11月11日

(令和4年11月11日揭示済)

奈良市告示第 588 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年10月6日 奈良市指令整開 第 22A-15 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年11月14日 第 1830 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中登美ヶ丘二丁目 1984 番 226

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区御池台一丁 3 番 2 号
金尾 宏司

(令和4年11月14日揭示済)

奈良市告示第 589 号

令和3年奈良市告示第 233 号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和4年11月8日から適用する。ただし、1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表の改正規定中新型コロナウイルス感染症の部スパイクバックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）（予防接種実施規則附則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する方法）の項に係る部分は、同年 11 月 28 日から施行する。

令和4年11月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注 （予防接種実施規則（昭和 33 年	初回接種（予防接種実施規則附則第 7 条第 1 項の初回接種を	12 歳以上の者	令和3年4月12日から令和5年3月31日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワク

	厚生省令第27号附則第7条第1項第1号に規定する方法)	いう。以下同じ。)			「チンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		第一期追加接種（予防接種実施規則附則第8条第1項の第一期追加接種をいう。以下同じ。)		令和3年12月1日から令和5年3月31日まで	
		第二期追加接種（予防接種実施規則附則第9条第1項の第二期追加接種をいう。以下同じ。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで	
コミナティ筋注5～11歳用(予防接種実施規則附則第7条第1項第3号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者		令和4年2月21日から令和5年3月31日まで	
	第一期追加接種	5歳以上12歳未満の者		令和4年9月6日から令和5年3月31日まで	
スパイクバックス筋注(旧販売名:COVID-19ワクチンモデルナ筋注)(予防接種実施規則附則第7条第1項第2号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者		令和3年6月14日から令和5年3月31日まで	
	第一期追加接種	18歳以上の者		令和3年12月17日から令和5年3月31日まで	
	第二期追加接種	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者)にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従		令和4年5月25日から令和5年3月31日まで	

			事者に限る。)	
	ヌバキソビッド筋注(予防接種実施規則附則第7条第1項第4号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から令和5年3月31日まで
		令和四年秋開始接種(予防接種実施規則附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。)	18歳以上の者	令和4年11月8日から令和5年3月31日まで
	コミナティ筋注6ヵ月～4歳用(予防接種実施規則附則第7条第1項第5号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	令和4年10月24日から令和5年3月31日まで
	スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株B.A.1)(予防接種実施規則附則第10条第1項第1号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	18歳以上の者	令和4年9月20日から令和5年3月31日まで
	スパイクバックス筋注(2価:起源株/オミクロン株B.A.4-5)(予防接種実施規則附則第10条第1項第1号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	18歳以上の者	令和4年11月28日から令和5年3月31日まで
	コミナティRTU筋注(2価:起源株/オミクロン株B.A.1)(予防接種実施規則附則第10条第1項第2号に規定する方法)	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年9月20日から令和5年3月31日まで
	コミナティRTU筋注(2価:起源株/オミクロン株B.A.4-5)(予防接種実施規則附則第10条第1項第2号	令和四年秋開始接種	12歳以上の者	令和4年10月13日から令和5年3月31日まで

	に規定する方 法)				
--	--------------	--	--	--	--

備考 既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種を、既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第一期追加接種を、既に令和四年秋開始接種を受けた者にあつては第二期追加接種をそれぞれ接種することができない。

(令和 4 年 11 月 15 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 49 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 4 年 11 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 4 年 11 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
古市町 1398	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
中町 4694-1 他	②	分流	
三条栄町 156-1 他	③	分流	
中町 4840-1 他	④	分流	
南肘塚町 132-5	⑤	分流	
宝来四丁目 704	⑥	分流	
八条町 379-4 他	⑦	分流	
菅原町 316-1	⑧	分流	
あやめ池南八丁目 900-25 他	⑨	分流	
南肘塚町 47-27	⑩	分流	
古市町 1780 他	⑪	分流	
四条大路二丁目 34-4	⑫	分流	

位置図省略

(令和 4 年 11 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 50 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 4 年 11 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

指定番号	名称	代表者名	所在地	指定の有効期間満了日
330	井ノ倉設備	井ノ倉 一志	奈良市恋の窪二丁目 7 番 3 号	令和 9 年 9 月 29 日
331	栗田工業	栗田 裕二	奈良市西九条町二丁目 9 番地の 3	〃
334	(株) 中野水土木工業所	中埜 愛子	大和高田市西三倉堂 2 丁目 1-7	〃
340	オカニシ建材店	岡西 昌彦	天理市山田町 350 番地	〃

342	山田設備	山田 浩司	平群町西宮2丁目3番27号	〃
346	高井設備工業	高井 英章	大和郡山市北郡山町182番地の24	〃
347	(株) 哲組	奥田 哲也	奈良市大慈仙町371番地	〃
354	(株) ドリームホームアップ	吉田 喜次	奈良市佐保台西町95-1106	〃
356	(株) 佐々木産業	佐々木 義治	寝屋川市点野二丁目21番2号	〃
360	(株) 博電工業	山口 弘子	橿原市光陽町275番地	〃
361	あすなる設備建設	西畑 次晶	奈良市二名二丁目2458番地の33	〃
362	(株) ニシジマ工業所	西島 恵輔	精華町桜が丘三丁目31番地2	〃
371	ニシダ設備	西田 武彦	天理市長滝町210番地	〃
376	(株) 福西工務店	福西 正男	奈良市針町2652番地の2	〃
379	吉川住宅設備サービス	吉川 利幸	奈良市四条大路南町23番21号	〃
381	(株) 松本組	松本 由加里	橿原市兵部町2番2号	〃
383	福島設備	福島 久雄	御所市元町493-180	〃
385	(株) 阪本工務店	阪本 雄一	上牧町松里園3丁目15番1号	〃
395	竹田設備工業	竹田 格	宇陀市大宇陀下中2205番	〃
396	川崎設備	川崎 昭	奈良市秋篠三和町一丁目1番27-2号	〃
397	(有) オオツカ	大塚 健一	木津川市加茂町里中門伝17番地	〃
398	恋の窪設備	松井 孝治	奈良市恋の窪三丁目5番B-105	〃
400	(株) 都祁商会	吉田 公洋	奈良市都祁白石町2212番地の2	〃
403	(有) きたでんき	北 良三	奈良市中町5109番地の4	〃
405	長田水道工業所	長田 徳子	安堵町大字東安堵1292番地	〃
406	安道管工(株)	安道 大悟	天理市二階堂上ノ庄町95番地92	〃
409	今章工務店	今西 一晃	奈良市都祁白石町921番地	〃
411	(株) 大西商店	大西 正晃	井手町大字井手小字柏原68番地	〃
416	中川住宅設備	中川 博之	生駒市小平尾町1597	〃
421	(株) 中南組	中南 叔郎	奈良市邑地町2403番地	〃

(令和4年11月1日掲示済)

奈良市企業局告示第51号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年11月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 アイディライン	代表取締役 南 正夫	大阪府枚方市黄金野二丁目5-88	令和4年9月7日
株式会社 ワイジーテック	代表取締役 柳 清志	奈良市法華寺町898番地	令和4年10月17日

(令和4年11月2日掲示済)

奈良市企業局告示第52号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年11月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
ワイジーテック	柳 清志	奈良市柏木町 343-1	令和4年10月17日

(令和4年11月2日揭示済)

奈良市企業局告示第53号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年11月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
クボニシ建設	久保西 啓典	奈良市都祁白石町 1192 番地の 226	令和4年10月24日

(令和4年11月9日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第13号

奈良市農業委員会令和4年11月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和4年11月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和4年11月14日（月） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所北棟2階 202 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (7) 知事許可について

(令和4年11月7日揭示済)